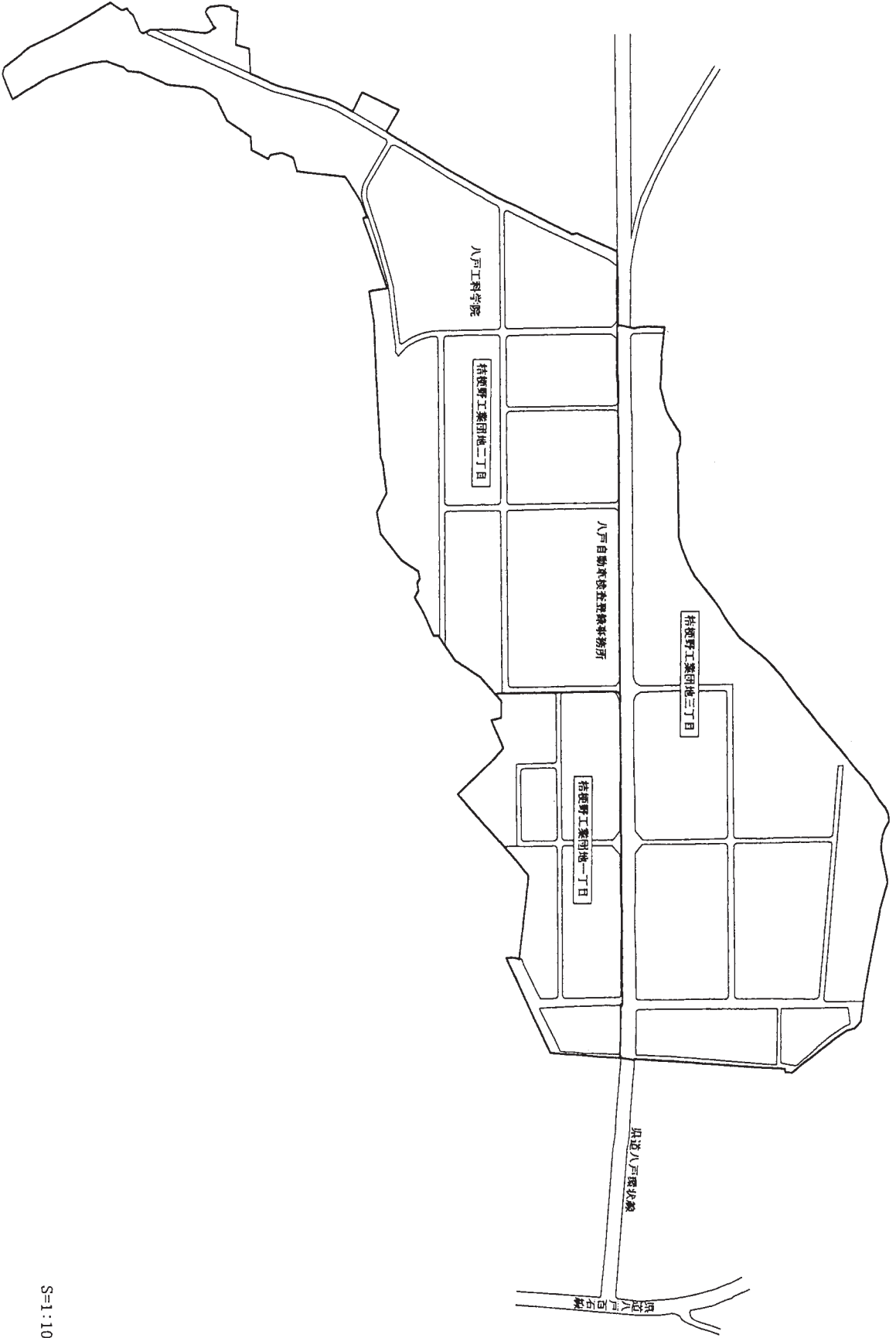
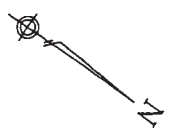


別図2



例	
凡	新町界
桔梗野工業団地一丁目	新町名

S=1:10000

青森県告示第八百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
成田 環	つがる市木造赤根一の三〇	たまき鍼灸整骨院	五所川原市若葉一丁目二二の一九	平成一七・九・三

青森県告示第八百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
ワタキュー薬局三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	平成一七・九・二

青森県告示第八百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ワタキュー薬局三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	平成一七・一〇・三
青葉こころのクリニック	青森市青葉一丁目二の二八	一七・一〇・二四
小林泌尿器科	弘前市大字富野町二二	一七・一〇・二二

青森県告示第八百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所		指定 年月日
			名 称	所 在 地	
倉石ハース株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中一の一	認知症対応型共同生活介護	グループホームいこくま荘	下北郡風間浦村大字易国間字大川目一七の二	平成一七・一〇・二二
財団法人シールバリーハシヨリデーシオン協会	八戸市大字河原山一〇の四四四	認知症対応型共同生活介護	グループホーム市川	八戸市大字市川町字南尻引八四の一	一七・一〇・三
医療法人幸仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	訪問看護	訪問看護ステーションヨシノク	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	一七・一〇・二四

青森県告示第八百三十一号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年一月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船

底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたと
ので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）
の規定により告示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十八年一月六日から同月十七日まで

備考

一 漁業種類 手操第二種漁業のうち、うにびき網漁業

二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十

一号の各漁業権漁場の区域

三 操業期間 平成十八年二月一日から同年七月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第八百三十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
仙台防衛施設局

二 測量の種類
公共測量（移転措置事業）

三 測量の期間
平成十七年七月二十六日から同年九月三十日まで

四 測量の地域
八戸市大字河原木地区

上北郡六ヶ所村大字平沼及び倉内地区

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十七年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人空・山・川・海・大地を愛する会

三 代表者の氏名
金子 春雄

四 主たる事務所の所在地
上北郡七戸町字寒水四一の一九

五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内にある豊富な観光資源である自然を活用した文化・観光及
びグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム事業を行うことよつて、地域社会
の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三十一日

申請のあつた年月日
平成十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人緑花育成会

三 代表者の氏名
前田 均

四 主たる事務所の所在地
青森市浜館二丁目四の六

五 定款に記載された目的

この法人は、都市環境の整備促進、都市緑化の推進活動を行うとともに、県民が環境問題と緑の重要性を認識するための普及・啓発活動を行い、快適で住み良い環境の創造に寄与していくことを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人柳沢

三 代表者の氏名

是川 純

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二六九

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、

もつて福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 羽間和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目 八の三 代表取締役 川口俊治	丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目 八の三 代表取締役 楡金洋二	平成 一七・九・二九
株式会社ポイント 茨城県水戸市泉町三丁目一の二 七 代表取締役 福田三千男	株式会社ポイント 茨城県水戸市泉町三丁目一の二 七 代表取締役 黒田博	一七・九・一
タワーレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五 の九 代表取締役 森脇明夫	タワーレコード株式会社 東京都品川区南品川二丁目一五 の九 代表取締役 伏谷博之	一七・八・二四
	ファイテン株式会社 京都府京都市中京区烏丸通錦小路 角手洗水町六七八 代表取締役 平田好宏	一七・一〇・五

四 届出年月日

平成十七年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場

2 期間

平成十七年十月三十一日から十八年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年二月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協コスモス館

青森市大字石江字富田二三五の四八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の 一

理事長 井筒智義

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日	大規模小売店舗の設置に関する事項		大規模小売店舗の営業に関する事項	
				駐輪場の位置及び収容台数	積荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	大規模小売店舗の営業時間
二、五六四平方メートル	二五三台	六〇台	二九五平方メートル	五一方メートル	青森県民生活協同組合 三者	株式会社蓬田グリー ン開発	株式会社コーエイ
三、三七八平方メートル	二二〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)	四〇六平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	七三立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	青森県民生活協同組合 三者	株式会社蓬田グリー ン開発	株式会社コーエイ	

駐車場の自動車の出入口の数及び位置	八か所	株式会社セリア 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	株式会社セリア 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	谷地睦洋 閉店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時	谷地睦洋 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	下山輝次 閉店時刻 午後八時 閉店時刻 午後九時	下山輝次 閉店時刻 午後八時 閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時	閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後七時
	三か所(位置は、届出書添付図面のおり)	株式会社サンティック 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	株式会社サンティック 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	株式会社セリア 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	株式会社セリア 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	谷地睦洋 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	谷地睦洋 閉店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	下山輝次 閉店時刻 午後八時 閉店時刻 午後九時	下山輝次 閉店時刻 午後八時 閉店時刻 午後九時

四 届出年月日

平成十七年十月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年十月三十一日から平成十八年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年二月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

弘前市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	小沢 坂元	鶴子沢 大畑沢 前沢 山下の一部 赤沢

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、三戸地区の県営土地改良事業(農村振興総合整備事業(農業用排水施設整備)(農道整備)(計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十七年十一月一日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所
三戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 秋元建設
- 二 氏名 秋元 文夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目一〇の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇五八二号
- 五 取消年月日 平成十七年十月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十一月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社コンテック東日本
- 二 代表者の氏名 風晴 晃
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田九一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三七一四号
- 五 取消年月日 平成十七年十月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
さく井工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年九月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 梅原工務店
- 二 氏名 梅原 正二郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市千刈三丁目二〇の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第三一八号
- 五 取消年月日 平成十七年十月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年九月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 バウハウス株式会社
- 二 代表者の氏名 長沢 秀美
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東三番町六の五三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一五九〇一号
- 五 取消年月日 平成十七年十月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭